

高知労働局発表
令和4年1月28日

高知労働局職業安定部職業対策課
課長 安田 博人
課長補佐 瀧本 守
電話 088-885-6052

報道関係者各位

外国人雇用状況の届出状況(令和3年10月末現在)

高知労働局（局長：柳澤恭仁）は、令和3年10月末現在の外国人雇用の届出状況を取りまとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は令和3年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

【届出状況のポイント】

- 外国人労働者を雇用している**事業所数は913か所**（前年同期比28か所、3.2%増）、**外国人労働者数は3,391人**（前年同期比82人、2.4%減）。
- 国籍別**では、**ベトナムが最も多く1,455人**（前年同期比15人、1.0%減）、次いで**フィリピン517人**（前年同期比21人、3.9%減）、**中国395人**（前年同期比29人、6.8%減）の順である。（別添2別表1）
- 在留資格別**では、「**技能実習生**」の**2,053人**（前年同期比156人、7.1%減）が全体の60.5%を占め、次いで**永住者など「身分に基づく在留資格」558人**（前年同期比12人、2.2%増）、「**専門的・技術的分野**」**506人**（前年同期比115人、29.4%増）となっている。（別添2別表1）
- 産業別**では、**農林漁業890人**（前年同期比26人、3.0%増）が全体の26.2%、**製造業は729人**（前年同期比91人、11.1%減）と21.5%を占め、次いで**卸売業、小売業551人**（前年同期比5人、0.9%増）16.2%となっている。（別添2別表4）
- なお、**新たな在留資格「特定技能」は116人**（前年度27人）となり、特定産業分野別では**農業65人、介護23人、飲食料品製造業9人**となっている。（別添2別表9）

（添付資料）

- ・【別添1】外国人雇用状況の届出状況（令和3年10月末現在）について
- ・【別添2】外国人雇用状況の届出状況表一覧（令和3年10月末現在）

外国人雇用状況の届出状況（令和3年10月末現在）について

高知労働局

1 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けており、ハローワークは当該届け出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・援助等を行っている。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回公表した数値は令和3年10月末時点の届出状況を集計したものである。

2 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

- (1) 令和3年10月末現在、外国人労働者を雇用しているとして届出のあった事業所は913か所であり、外国人労働者数は3,391人であった。

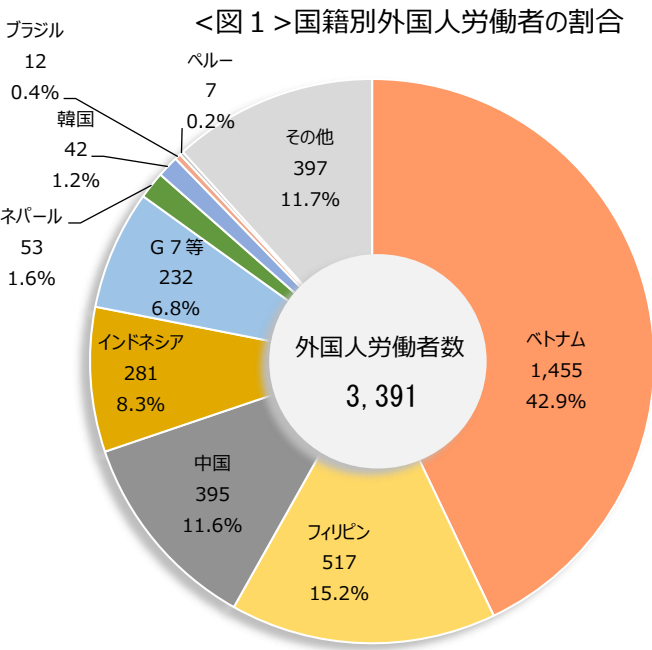
令和2年10月末現在の885カ所、3,473人に比べ、事業所数は28カ所（3.2%）の増加となり、平成19年届出が義務化されて以降、過去最高の数値を更新したものの、外国人労働者数は82人（2.4%）の減少に転じた。

- (2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は24カ所、当該事業所で就労する外国人労働者は74人であり、事業所全体の2.6%、外国人労働者全体の2.2%を占めている。（別表2）

3 外国人労働者の属性

- (1) 国籍別にみると、ベトナムが外国人労働者数全体の42.9%を占め、次いで、フィリピンが15.2%、中国が11.6%、となっている。（図1、別表1）

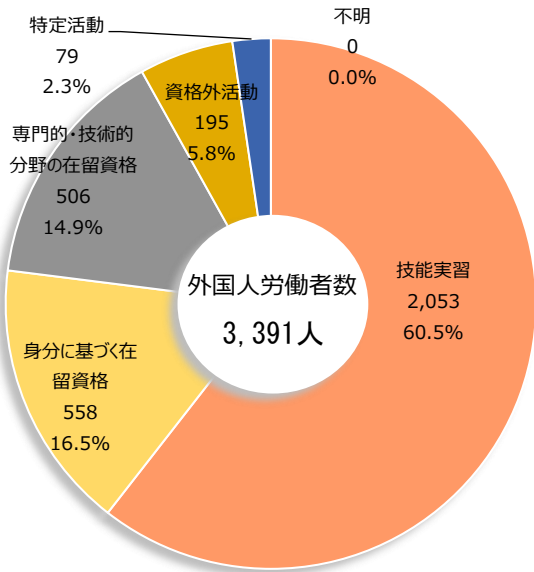
（注） G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアを表す。



- (2) 在留資格別にみると、「技能実習」が外国人労働者全体の60.5%を占め、次いで「身分に基づく在留資格」（注1）が16.5%、「専門的・技術的分野の在留資格」（注2）が14.9%となっている。（図2、別表1）

なお、新たな在留資格である「特定技能」の外国人労働者は、「専門的・技術的分野の在留資格」に含まれている。

<図2> 在留資格別外国人労働者の割合



(注1) 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

(注2) 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

- (3) 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムについては「技能実習」が84.9%、「専門的・技術的分野の在留資格」が7.6%、「資格外活動」が2.5%となっている。

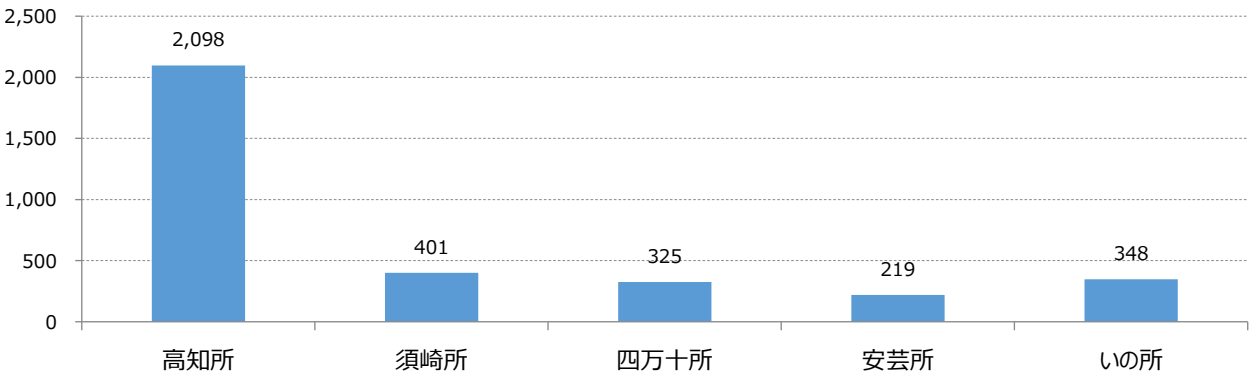
フィリピンについては、「技能実習」が53.0%、「身分に基づく在留資格」が36.9%を占めており、中国では、「身分に基づく在留資格」が38.7%、「技能実習」が32.9%を占めている。

G7等については、「専門的・技術的分野の在留資格」が65.9%を占めている。（別表1）

4 安定所別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

- (1) 安定所別の外国人労働者数をみると、高知所が61.9%を占め、次いで須崎所11.8%、いの所10.3%、四万十所9.6%、安芸所6.5%となっている。（図3、別表2）

<図3>安定所別外国人労働者数



- (2) 産業別の外国人労働者数をみると、「農林漁業」が26.2%を占め、次いで「製造業」が21.5%、「卸売業、小売業」が16.2%となっている。（図4、別表4）

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合をみると、「サービス業（他に分類されないもの）」（注3）では、同産業の外国人労働者全体の44.0%、「製造業」1.6%、「医療、福祉」4.7%となっている。

（別表4）

（注3）「サービス業（他に分類されないもの）」には建設設計業、デザイン業、法律事務所、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

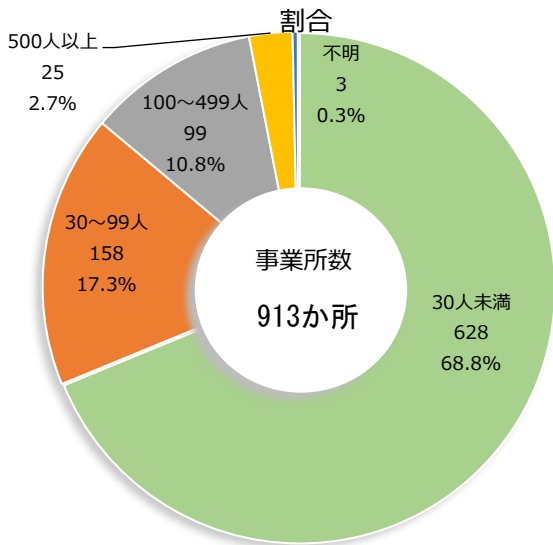
また、在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については「教育、学習支援業」が17.0%を占め、「技能実習」は「製造業」が26.2%となっている。

「資格外活動（留学）」については、「教育、学習支援業」が24.8%を占め、「身分に基づく在留資格」は「卸売業、小売業」が18.3%となっている。（別表6）

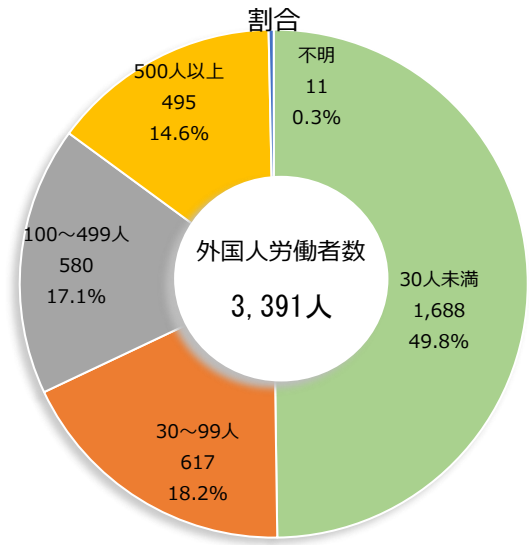
さらに、国籍別・産業別にみると、ベトナムについては「製造業」が26.9%と最も高い割合を占めており、中国も「製造業」が32.7%と高い割合である。G7等については、「教育、学習支援業」が50.9%と最も高い割合を占めている。（別表7）

- (3) 事業所規模別の外国人労働者数をみると、「30人未満」規模の事業所が、事業所数、外国人労働者数ともに最も多く、それぞれ全体の68.8%、49.8%を占める。（図5、図6、別表8）

<図5> 事業所規模別・外国人雇用事業所の割合



<図6> 事業所規模別・外国人労働者の割合



- (4) 在留資格「特定技能」について、安定所別・特定産業分野別の外国人労働者数をみると、高知所管内については「農業」が32人と最も多く、次いで「介護」21人となっている。また、その他の安定所管内においても、四万十所管内を除いて「農業」が最も多くなっている。（別表9）

外国人雇用状況の届出状況表一覧（令和 3 年10月現在）

【別表 1】 国籍別・在留資格別外国人労働者数

【別表 2】 地域別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（安定所別）

【別表 3】 地域別・在留資格別外国人労働者数（安定所別）

【別表 4】 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

【別表 5】 地域別・産業別外国人労働者数（安定所別）

【別表 6】 在留資格別・産業別外国人労働者数

【別表 7】 国籍別・産業別外国人労働者数

【別表 8】 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

【別表 9】 地域別・特定産業分野別外国人労働者数（安定所別）
（在留資格「特定技能」に限る）

〔別表 1〕 国籍別・在留資格別外国人労働者数（高知労働局）

令和 3 年10月末現在 (単位：人)

	全在留 資格計	①専門的・技術的分野の 在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文 知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の 配偶者等	うち永住者の 配偶者等	うち定住者	
総数	3,391	506 (14.9%)	146 (4.3%)	79 (2.3%)	2,053 (60.5%)	195 (5.8%)	161 (4.7%)	558 (16.5%)	349 (10.3%)	149 (4.4%)	7 (0.2%)	53 (1.6%)	0 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	395 [11.6%]	51 (12.9%)	30 (7.6%)	4 (1.0%)	130 (32.9%)	57 (14.4%)	48 (12.2%)	153 (38.7%)	113 (28.6%)	23 (5.8%)	4 (1.0%)	13 (3.3%)	0 (0.0%)
韓国	42 [1.2%]	6 (14.3%)	5 (11.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (4.8%)	2 (4.8%)	34 (81.0%)	28 (66.7%)	5 (11.9%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
フィリピン	517 [15.2%]	33 (6.4%)	3 (0.6%)	18 (3.5%)	274 (53.0%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)	191 (36.9%)	129 (25.0%)	40 (7.7%)	1 (0.2%)	21 (4.1%)	0 (0.0%)
ベトナム	1,455 [42.9%]	111 (7.6%)	34 (2.3%)	48 (3.3%)	1,236 (84.9%)	36 (2.5%)	33 (2.3%)	24 (1.6%)	4 (0.3%)	20 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ネパール	53 [1.6%]	30 (56.6%)	13 (24.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (43.4%)	14 (26.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
インドネシア	281 [8.3%]	36 (12.8%)	3 (1.1%)	1 (0.4%)	207 (73.7%)	15 (5.3%)	14 (5.0%)	22 (7.8%)	14 (5.0%)	5 (1.8%)	1 (0.4%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)
ブラジル	12 [0.4%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (100.0%)	2 (16.7%)	5 (41.7%)	0 (0.0%)	5 (41.7%)	0 (0.0%)
ペルー	7 [0.2%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)	6 (85.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)
G 7 等	232 [6.8%]	153 (65.9%)	30 (12.9%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	3 (1.3%)	3 (1.3%)	75 (32.3%)	37 (15.9%)	35 (15.1%)	0 (0.0%)	3 (1.3%)	0 (0.0%)
	うちアメリカ	120 [3.5%]	92 (76.7%)	20 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	28 (23.3%)	16 (13.3%)	12 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	うちイギリス	36 [1.1%]	20 (55.6%)	2 (5.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (44.4%)	7 (19.4%)	7 (19.4%)	0 (0.0%)	2 (5.6%)	0 (0.0%)
その他	397 [11.7%]	86 (21.7%)	28 (7.1%)	7 (1.8%)	206 (51.9%)	58 (14.6%)	46 (11.6%)	40 (10.1%)	16 (4.0%)	16 (4.0%)	0 (0.0%)	8 (2.0%)	0 (0.0%)

注 1：〔 〕内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注 2：「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

注 3：在留資格「特定活動」（②）は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注 4：在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

注 5：G 7 等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

〔別表 2〕 地域別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（高知労働局）

令和 3 年10月末現在

（単位：所、人、％）

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比
		うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・請負労働者 [比率]	
総計	913	24 [2.6]	100.0	3,391	74 [2.2]	100.0
1 高知公共職業安定所	497	12 [2.4]	54.4	2,098	45 [2.1]	61.9
2 須崎公共職業安定所	169	5 [3.0]	18.5	401	12 [3.0]	11.8
3 四万十公共職業安定所	86	3 [3.5]	9.4	325	9 [2.8]	9.6
4 安芸公共職業安定所	60	1 [1.7]	6.6	219	3 [1.4]	6.5
5 いの公共職業安定所	101	3 [3.0]	11.1	348	5 [1.4]	10.3

注1：「うち派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該各地域の外国人雇用事業所数に対する比率を示す。

注2：「うち派遣・請負労働者[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該各地域の外国人労働者数に対する比率を示す。

注3：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数(都道府県計)に対する、各地域の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各地域の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表 3] 地域別・在留資格別外国人労働者数（高知労働局）

令和 3 年10月末現在

(単位：人、％)

	全在留 資格計	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動 (構成比)	③技能実習 (構成比)	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計 (構成比)	うち技術・ 人文知識・ 国際業務			計 (構成比)	うち留学	計 (構成比)	うち永住者	うち日本 人の配偶 者等	うち永住 者の配偶 者等	うち定住者	
総数	3,391	506 (14.9)	146	79 (2.3)	2,053 (60.5)	195 (5.8)	161	558 (16.5)	349	149	7	53	0
1 高知公共職業安定所	2,098	309 (14.7)	92	60 (2.9)	1,137 (54.2)	185 (8.8)	160	407 (19.4)	250	106	7	44	0
2 須崎公共職業安定所	401	71 (17.7)	15	4 (1.0)	273 (68.1)	2 (0.5)	-	51 (12.7)	27	21	-	3	0
3 四万十公共職業安定所	325	49 (15.1)	13	3 (0.9)	223 (68.6)	1 (0.3)	-	49 (15.1)	46	3	-	-	0
4 安芸公共職業安定所	219	34 (15.5)	8	8 (3.7)	161 (73.5)	-	-	16 (7.3)	8	5	-	3	0
5 いの公共職業安定所	348	43 (12.4)	18	4 (1.1)	259 (74.4)	7 (2.0)	1	35 (10.1)	18	14	-	3	0

注1：（ ）の数値は、地域別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する在留資格別外国人労働者の比率を示す。
注2：在留資格「特定活動」（②）は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。
注3：在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

〔別表４〕 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（高知労働局）

令和３年10月末現在

（単位：所、人、％）

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比
		うち派遣・請負事業所〔比率〕			うち派遣・請負労働者〔比率〕	
全産業計	913	24〔2.6〕	100.0	3,391	74〔2.2〕	100.0
A 農業、林業	296	2〔0.7〕	32.4	746	5〔0.7〕	22.0
うち 農業	295	2〔0.7〕	32.3	745	5〔0.7〕	22.0
B 漁業	28	0〔0.0〕	3.1	144	0〔0.0〕	4.2
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0.0	0	0	0.0
D 建設業	78	1〔1.3〕	8.5	283	1〔0.4〕	8.3
E 製造業	121	5〔4.1〕	13.3	729	12〔1.6〕	21.5
うち 食料品製造業	36	1〔2.8〕	3.9	237	2〔0.8〕	7.0
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	3	0〔0.0〕	0.3	4	0〔0.0〕	0.1
うち 繊維工業	21	0〔0.0〕	2.3	184	0〔0.0〕	5.4
うち 金属製品製造業	1	0〔0.0〕	0.1	3	0〔0.0〕	0.1
うち 生産用機械器具製造業	12	0〔0.0〕	1.3	55	0〔0.0〕	1.6
うち 電気機械器具製造業	2	1〔50.0〕	0.2	4	3〔75.0〕	0.1
うち 輸送用機械器具製造業	18	0〔0.0〕	2.0	69	0〔0.0〕	2.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0.0	0	0	0.0
G 情報通信業	6	0〔0.0〕	0.7	6	0〔0.0〕	0.2
H 運輸業、郵便業	8	0〔0.0〕	0.9	27	0〔0.0〕	0.8
I 卸売業、小売業	77	1〔1.3〕	8.4	551	2〔0.4〕	16.2
J 金融業、保険業	4	0〔0.0〕	0.4	4	0〔0.0〕	0.1
K 不動産業、物品賃貸業	6	0〔0.0〕	0.7	21	0〔0.0〕	0.6
L 学術研究、専門・技術サービス業	7	0〔0.0〕	0.8	15	0〔0.0〕	0.4
M 宿泊業、飲食サービス業	62	0〔0.0〕	6.8	160	0〔0.0〕	4.7
うち 宿泊業	15	0〔0.0〕	1.6	43	0〔0.0〕	1.3
うち 飲食店	45	0〔0.0〕	4.9	113	0〔0.0〕	3.3
N 生活関連サービス業、娯楽業	16	1〔6.3〕	1.8	31	1〔3.2〕	0.9
O 教育、学習支援業	54	0〔0.0〕	5.9	216	0〔0.0〕	6.4
P 医療、福祉	75	4〔5.3〕	8.2	215	10〔4.7〕	6.3
うち 医療業	35	2〔5.7〕	3.8	78	4〔5.1〕	2.3
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	40	2〔5.0〕	4.4	137	6〔4.4〕	4.0
Q 複合サービス事業	9	0〔0.0〕	1.0	29	0〔0.0〕	0.9
R サービス業（他に分類されないもの）	31	9〔29.0〕	3.4	91	40〔44.0〕	2.7
うち 自動車整備業	3	0〔0.0〕	0.3	11	0〔0.0〕	0.3
うち 職業紹介・労働者派遣業	2	1〔50.0〕	0.2	2	1〔50.0〕	0.1
うち その他の事業サービス業	20	8〔40.0〕	2.2	63	39〔61.9〕	1.9
S 公務（他に分類されるものを除く）	35	1〔2.9〕	3.8	123	3〔2.4〕	3.6
T 分類不能の産業	0	0	0.0	0	0	0.0

注1： 産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2： 「うち派遣・請負事業所〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3： 「うち派遣・請負労働者〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。

注4： 「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全産業計）に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

〔別表 5〕 地域別・産業別外国人労働者数（高知労働局）

令和 3 年10月末現在

（単位：人、％）

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、 飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に 分類されないもの）	
	人数	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総数	3,391	283	8.3	729	21.5	6	0.2	551	16.2	160	4.7	216	6.4	215	6.3	91	2.7
1 高知公共職業安定所	2,098	216	10.3	378	18.0	6	0.3	489	23.3	122	5.8	192	9.2	141	6.7	79	3.8
2 須崎公共職業安定所	401	17	4.2	82	20.4	-	0.0	7	1.7	15	3.7	12	3.0	25	6.2	1	0.2
3 四万十公共職業安定所	325	6	1.8	94	28.9	-	0.0	18	5.5	13	4.0	8	2.5	29	8.9	3	0.9
4 安芸公共職業安定所	219	9	4.1	46	21.0	-	0.0	5	2.3	1	0.5	1	0.5	12	5.5	2	0.9
5 いの公共職業安定所	348	35	10.1	129	37.1	-	0.0	32	9.2	9	2.6	3	0.9	8	2.3	6	1.7

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、地域別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者の比率を示す。

[別表 6] 在留資格別・産業別外国人労働者数（高知労働局）

令和 3 年10月末現在

(単位：人、％)

		全産業計		うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、 飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に 分類されないもの）	
		人数		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総 数		3,391		283	8.3	729	21.5	6	0.2	551	16.2	160	4.7	216	6.4	215	6.3	91	2.7
①専門的・技術的分野の在留資格		506		20	4.0	66	13.0	3	0.6	27	5.3	26	5.1	86	17.0	49	9.7	5	1.0
	うち技術・人文知識☒国際業務	146		13	8.9	41	28.1	3	2.1	12	8.2	11	7.5	17	11.6	2	1.4	4	2.7
②特定活動		79		5	6.3	5	6.3	0	0.0	3	3.8	2	2.5	-	0.0	23	29.1	2	2.5
③技能実習		2,053		241	11.7	537	26.2	0	0.0	378	18.4	25	1.2	-	0.0	38	1.9	41	2.0
④資格外活動		195		-	0.0	20	10.3	-	0.0	41	21.0	35	17.9	41	21.0	36	18.5	3	1.5
	うち留学	161		-	0.0	16	9.9	-	0.0	32	19.9	22	13.7	40	24.8	34	21.1	2	1.2
⑤身分に基づく在留資格		558		17	3.0	101	18.1	3	0.5	102	18.3	72	12.9	89	15.9	69	12.4	40	7.2
	うち永住者	349		9	2.6	61	17.5	0	0.0	70	20.1	43	12.3	57	16.3	54	15.5	19	5.4
	うち日本人の配偶者等	149		5	3.4	29	19.5	3	2.0	19	12.8	17	11.4	31	20.8	11	7.4	12	8.1
	うち永住者の配偶者等	7		1	14.3	4	57.1	0	0.0	1	14.3	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
	うち定住者	53		2	3.8	7	13.2	0	0.0	12	22.6	12	22.6	1	1.9	4	7.5	9	17.0
⑥不明		-		-		-		-		-		-		-		-		-	

注1： 産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2： 「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数（全産業計）に対する各産業別外国人労働者の比率を示す。

注3： 在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

[別表 7] 国籍別・産業別外国人労働者数（高知労働局）

令和 3 年10月末現在

（単位：人、％）

	全産業計			うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、 飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に 分類されないもの）		
		うち 派遣・請負	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
総数	3,391	74	2.2	283	8.3	729	21.5	6	0.2	551	16.2	160	4.7	216	6.4	215	6.3	91	2.7	
中国 （香港、マカオを含む）	395	9	2.3	27	6.8	129	32.7	3	0.8	70	17.7	27	6.8	34	8.6	25	6.3	9	2.3	
韓国	42	1	2.4	5	11.9	3	7.1	3	7.1	8	19.0	2	4.8	10	23.8	1	2.4	3	7.1	
フィリピン	517	24	4.6	20	3.9	84	16.2	-	0.0	40	7.7	29	5.6	4	0.8	57	11.0	29	5.6	
ベトナム	1,455	34	2.3	164	11.3	391	26.9	-	0.0	363	24.9	41	2.8	4	0.3	61	4.2	44	3.0	
ネパール	53	-	0.0	-	0.0	11	20.8	-	0.0	7	13.2	16	30.2	4	7.5	8	15.1	-	0.0	
インドネシア	281	1	0.4	15	5.3	24	8.5	-	0.0	5	1.8	9	3.2	4	1.4	42	14.9	1	0.4	
ブラジル	12	-	0.0	1	8.3	2	16.7	-	0.0	7	58.3	-	0.0	2	16.7	-	0.0	-	0.0	
ペルー	7	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	4	57.1	2	28.6	-	0.0	1	14.3	-	0.0	
G7等	232	3	1.3	1	0.4	5	2.2	-	0.0	4	1.7	3	1.3	118	50.9	1	0.4	1	0.4	
	うちアメリカ	120	1	0.8	1	0.8	1	0.8	-	0.0	-	0.0	-	0.0	52	43.3	-	0.0	-	0.0
	うちイギリス	36	-	0.0	-	0.0	1	2.8	-	0.0	-	0.0	2	5.6	21	58.3	-	0.0	-	0.0
その他	397	2	0.5	50	12.6	80	20.2	-	0.0	43	10.8	31	7.8	36	9.1	19	4.8	4	1.0	

注1： 産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。
注2： 「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の比率を示す。
注3： G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

〔別表 8〕 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（高知労働局）

令和 3 年10月末現在

（単位：所、人、％）

		事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比	一事業所あたりの 外国人労働者数	
			うち派遣・請負事業所 〔比率〕			うち派遣・請負労働者 〔比率〕			うち派遣・ 請負労働者
全事業所規模計		913	24 [2.6]	100.0	3,391	74 [2.2]	100.0	3.7	3.1
事業 所 労 働 者 数	30人未満	628	7 [1.1]	68.8	1,688	18 [1.1]	49.8	2.7	2.6
	30～99人	158	9 [5.7]	17.3	617	22 [3.6]	18.2	3.9	2.4
	100～499人	99	7 [7.1]	10.8	580	32 [5.5]	17.1	5.9	4.6
	500人以上	25	1 [4.0]	2.7	495	2 [0.4]	14.6	19.8	2.0
	不明	3	- [0.0]	0.3	11	- [0.0]	0.3	3.7	

注1：「うち派遣・請負事業所〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2：「うち派遣・請負労働者〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負労働者」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

[別表 9] 地域別・特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）（高知労働局）

令和 3 年10月末現在

（単位：人）

	特定技能 計	特定産業分野（注）													
		介護	ビルク リーニン グ	素形材 産業	産業機械 製造業	電気・電子 情報関連 産業	建設	造船・船用 工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業
総数	116	23	0	1	0	0	7	2	1	0	0	65	1	9	7
1 高知公共職業安定所	66	21	0	1	0	0	4	1	1	0	0	32	1	5	0
2 須崎公共職業安定所	14	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0
3 四万十公共職業安定所	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	7
4 安芸公共職業安定所	17	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	13	0	0	0
5 いの公共職業安定所	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0

注：特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第 6 号）において定められた14分野をいう。